

長野県福祉サービス第三者評価事業評価結果取扱要領の一部 改正について

地域福祉課福祉監査担当

1 改正の理由

長野県福祉サービス第三者評価基準（救護施設版）の策定に伴う一部改正

2 改正内容

- ・ 別表「公表内容」の「事業評価の結果（詳細）と講評」における「ただし」書きの変更

3 改正期日

長野県福祉サービス第三者評価基準（救護施設版）の策定、施行に伴って施行

長野県福祉サービス第三者評価事業評価結果取扱要領 新旧対照表(案)

新		旧	
(目的) 第1条～第5条 (略) 附則 (略) 附則 この規定は、平成 年 月 日から施行する。		(目的) 第1条 ～第5条 (略) 附則 (略)	
別表		別表	
公表内容		公表内容	
評価機関	(略)	評価機関	(略)
福祉サービス事業者情報	(略)	福祉サービス事業者情報	(略)
理念・基本方針	(略)	理念・基本方針	(略)
福祉サービス事業者の特徴的な取組	(略)	福祉サービス事業者の特徴的な取組	(略)
第三者評価の受審状況	(略)	第三者評価の受審状況	(略)
評価結果総評 (利用者調査結果を含む。)	(略)	評価結果総評 (利用者調査結果を含む。)	(略)
事業評価の結果 (詳細) と講評	評価細目に対する次の判断基準による a、b、c の3段階評価 a・・・よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態 b・・・aに至らない状況=多くの施設・事業所の状態、aに向けた取組みの余地がある状態 c・・・b以上の取組みとなることを期待する状態 着眼点の実施状況 評価細目ごとのコメント覧の記入 ただし、 <u>婦人保護施設及び社会事業授産施設については、次のとおりとする。</u>	事業評価の結果 (詳細) と講評 評価細目に対する次の判断基準による a、b、c の3段階評価 a・・・よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態 b・・・aに至らない状況=多くの施設・事業所の状態、aに向けた取組みの余地がある状態 c・・・b以上の取組みとなることを期待する状態 着眼点の実施状況 評価細目ごとのコメント覧の記入 ただし、 <u>婦人保護施設、救護施設及び社会事業授産施設については、次のとおりとする。</u>	

新		旧	
	評価細目に対する次の判断基準による a、b、c の3段階評価 a・・・着重点をすべて実施している状態 b・・・着重点が一つでも実施していないものがある状態 c・・・着重点を一つも実施していない状態 着重点の実施状況 評価分類ごとの講評		評価細目に対する次の判断基準による a、b、c の3段階評価 a・・・着重点をすべて実施している状態 b・・・着重点が一つでも実施していないものがある状態 c・・・着重点を一つも実施していない状態 着重点の実施状況 評価分類ごとの講評
利用者調査の結果	(略)	利用者調査の結果	(略)
第三者評価結果に対する福祉サービス事業者のコメント	(略)	第三者評価結果に対する福祉サービス事業者のコメント	(略)

長野県福祉サービス第三者評価事業評価結果取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、長野県福祉サービス第三者評価事業推進要綱第7条の規定に基づき、評価結果の取扱い（公表内容（公表基準）及び手続き等）について定めることにより、福祉サービス事業者のサービスの質の向上と利用者の適切なサービス選択に資することを目的とする。

(公表内容)

- 第2条 評価機関は、長野県福祉サービス第三者評価機関認証実施要領（以下「要領」という。）第2条第16号の規定に基づき、長野県（以下「県」という。）へ報告した評価結果等のうち、別表に定める公表内容を、速やかに独立行政法人福祉医療機構が有する「福祉保健医療情報ネットワークシステム(WAM NET)」(以下「WAM NET」という。)に掲載して公表を行うものとする。ただし、利用者調査の結果は、有効回答者数が10人未満の場合（利用者総数が、20人未満の事業所にあつては、有効回答者数が利用者総数の半数未満の場合）は、公表しないものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、福祉サービス事業者の公表の同意が得られなかった場合には、評価結果の公表は行わず、様式第1号により公表を望まない旨を公表するものとする。
- 3 評価機関は、第1項の公表内容を満たした上で、独自で設定した評価項目の評価結果等を加えて当該評価機関のホームページ等にて公表することができるものとする。

(WAM NET 上への公表内容の公表手続き等)

- 第3条 評価機関が行う WAM NET 上への公表内容の公表手続きは、独立行政法人福祉医療機構作成の操作マニュアルのとおりとする。
- 2 県は、評価機関が WAM NET 上へ公表するに当たり、公表内容が、福祉サービス事業者の代表者（管理者）等を除いた特定の個人が識別され得る情報に該当する内容及び誹謗中傷等の公序良俗に反する内容等の場合には、当該評価機関に、訂正又は削除を求めるものとする。
- 3 前項の規定により、県が評価機関に訂正又は削除を求めたものが、第三者評価結果に対する福祉サービス事業者のコメントに係る場合には、当該評価機関から福祉サービス事業者に訂正又は削除を求めるものとする。
- 4 評価機関は、公表内容を WAM NET 上に公表したときは、遅滞なく、当該評価機関の主たる事務所（評価業務を行う部署が、法人の主たる事務所の所在地と違う場合には、評価業務を行う部署）に公表書類を備えて閲覧可能な状態にしておくものとする。

(公表期間)

第4条 評価機関が行う WAM NET 上での公表内容の公表期間は、要領第2条第16号の規定に基づき県へ報告した日の属する年度の翌年度から起算して3年間とし、当該期間終了後、県は、公表内容を削除するものとする。

(県のホームページでの公表)

第5条 県は、評価機関が行う WAM NET 上での公表内容の公表に当たっては、利用者の利用に当たっての利便性を図るため、様式第2号により福祉サービス第三者評価受審事業所一覧（事業所名（施設名）、種別、設置主体（運営主体）、所在地及び評価機関名等）を県ホームページで公表するものとする。

附 則

この要領は、平成17年9月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年3月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年9月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年 月 日から施行する。

別表

公表内容	
評価機関	評価を実施した評価機関・評価調査者に関する情報等
福祉サービス事業者情報	評価を受審した福祉サービス事業者に関する情報
理念・基本方針	評価を受審した福祉サービス事業者の理念・基本方針
福祉サービス事業者の特徴的な取組	福祉サービス事業者として利用者や家族、社会に向けてのアピールポイントとなる事項
第三者評価の受審状況	受審回数（前回の受審時期）
評価結果総評（利用者調査結果を含む。）	特に良いと思う点、特に改善する必要があると思う点
事業評価の結果（詳細）と講評	評価細目に対する次の判断基準による a、b、c の3段階評価 a・・・よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態 b・・・aに至らない状況＝多くの施設・事業所の状態、aに向けた取組みの余地がある状態 c・・・b以上の取組みとなることを期待する状態 着眼点の実施状況 評価細目ごとのコメント覧の記入 <u>ただし、婦人保護施設及び社会事業授産施設については、次のとおりとする。</u> 評価細目に対する次の判断基準による a、b、c の3段階評価 a・・・着眼点をすべて実施している状態 b・・・着眼点が一つでも実施していないものがある状態 c・・・着眼点を一つも実施していない状態 着眼点の実施状況 評価分類ごとの講評
利用者調査の結果	調査概要（調査方法、調査対象者数など） 利用者調査全体のコメント 利用者調査の結果（総合満足度に係る結果を除く。）
第三者評価結果に対する福祉サービス事業者のコメント	福祉サービス事業者のコメント（評価結果に対する意見・感想、評価を受審後の改善経過など）